

生活サポート総合補償制度 2020年度改定のご案内

生活サポート総合補償制度は、2020年4月1日より掛金と補償内容の改定を実施いたします。

1. 背景（改定の目的）

生活サポート総合補償制度は、2006年の保険業法改正という大きな壁を乗り越え、おおさか福祉互助会を引き継いだ形で誕生した、知的障害児者・自閉症児者の日々の暮らしをサポートするための他に例のない制度です。

年齢にかかわらず、知的障害児者、自閉症児者の方であればご加入いただけ、また既往症も補償できるという特色から現在、大阪生活サポート協会では約8,900人、全国の会員数は約136,000人にまで達しました。

一方で会員の高齢化など制度を取り巻く環境も変化し、補償制度の利用率は大きく伸び、保険収支の悪化が加速している状況にあります。そこで当補償制度の安定した維持・発展のため、全国知的障害児者生活サポート協会、AIG損害保険株式会社、ジェイアイシーグループの三者にて約2年にわたり協議を重ね、2019年5月の全国サポート協会総会にて、2020年4月1日より制度改定を実施することが決議されましたのでその内容をお知らせいたします。

2. 制度掛金の変更

A・Bプランの掛金の値上げを行います。

	改定前	改定後
Aプラン	17,000円	19,500円
Bプラン	23,000円	25,200円

※Cプランの掛金（22,000円）は変更ありません

3. 補償内容の変更

- 「付添介護費用保険金」について、「3時間以上の付添介護」を補償の対象とします。
（3時間未満の付添介護については、補償の対象外となります。）
- Bプランに、新たに「弁護士費用等補償特約」を付帯します。
- 「弁護士費用等補償特約」の補償範囲に、新たに「弁護士接見費用※」を含めます。
（※）「弁護士接見費用」とは、被保険者の逮捕・勾留中に接見（面会）した弁護士に対して支払う費用をいいます。

（裏面へ続く）

4. ご加入条件の変更

- 2020年4月1日時点で満65歳以上の場合、新規でBプランにご加入いただくことはできません。
- 2021年4月1日時点で満65歳以上の場合、新規・切り替えともに、Bプランにはご加入いただけません。
(2021年2月までに既にBプランにご加入の場合は、Bプランのままご継続いただけます。)

5. 改定実施にむけたスケジュール

- 改定内容の詳細について、「2020年度制度会員継続のご案内」(2020年2月頃に発送予定)にて再度お知らせしますので、必ずご確認ください。

6. 改定後のプラン内容 (色塗りが改定箇所)

	Aプラン	Bプラン	Cプラン
付添介護保険金	8,000円	8,000円	—
差額ベッド費用	3,000円	3,000円	—
入院諸費用	1,000円	1,000円	4,000円
入院一時金	5,000円	6,000円	—
個人賠償責任補償	1億円限度	3億円限度	3億円限度
弁護士費用等補償	—	損害賠償請求費用 200万円限度 法律相談費用 5万円限度 弁護士接見費用 1万円限度	損害賠償請求費用 200万円限度 法律相談費用 5万円限度 弁護士接見費用 1万円限度
職業従事中 事故対応費用補償	—	—	10万円限度 (自己負担額 3,000円)
死亡保険金	100,000円	100,000円	500,000円
後遺障害保険金	4,000~100,000円	4,000~100,000円	20,000~500,000円
入院保険金	3,000円	5,000円	5,000円
通院保険金	2,000円	3,000円	3,000円
手術保険金	30,000円(入院中) 15,000円(入院中以外)	50,000円(入院中) 25,000円(入院中以外)	50,000円(入院中) 25,000円(入院中以外)
葬祭費用見舞金	100,000円	100,000円	—
地震・噴火・津波補償	補償されます	補償されます	補償されます
年間掛金	19,500円	25,200円	22,000円

※ご不明点がございましたら、担当代理店のジェイアイシーウエスト(フリーダイヤル: 0120-177-294)までお問い合わせください。